

Title	改革政策下の中国農村：農村経済の変動と「村干部」
Sub Title	Chinese rural society under the post-1978 reforms
Author	南, 裕子(Minami, Yuko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1992
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.34 (1992. ) ,p.59- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000034-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000034-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 改革政策下の中国農村

——農村経済の変動と「村干部」——

## Chinese rural society under the post-1978 reforms

南 裕 子

Yuko Minami

The purpose of this paper is to make a research hypothesis on the changing role of Chinese local cadres caused by rural economic reforms after 1978.

First the author makes a brief explanation of the post-1978 reforms for the rural administration and economy in contrast to commune periods.

Then we pay attention to farm households management today with regard to rural exodus and occupational differentiation.

Finally the author tries to inquire into the village cadres role and leadership among villagers in the economic sphere. Two types of cadre leadership are presented. One is the power dwindled type where another's new powers challenge them. The other is the power increased type where by closely linking to collectively owned enterprises they control the community.

### 1. はじめに

中国農村と言えば、1960、70年代には人民公社が語られ、そこでは高度に集団化、統制された生産・生活を送る（強いられている）農民の姿が強烈にイメージされた。そして今日は、改革開放政策により生じた郷鎮企業と呼ばれる農村工業の発展や更には盲流と呼ばれる農村から都市への大量の非合法的な人口流動といった中国農村の新たな姿が、中国研究者の間でのみならず、一般にも広く活字や映像によって伝えられ注目されている。

このような中で、筆者の関心は、議論に組み込まねばならないのではあるが、これら人口移動や郷鎮企業そのものではない。中国の村とは何なのか、即ち中国村落の社会的性格を説明することにある。これは、第2次世界大戦前後そして1952年から79年までの中国本国での社会学中断の後復活したここ二十年あまりの日本の中国農村研究において、一貫して取り組まれながら未だ十分に解明されたとはいえない課題なのである。しかし、この場でこの大きな課題に答えようというのではなく、またそれを行うだけの実証的な積み重ねもまだ不十分であり

答えることはできない。現在筆者は、村落自治と言う視点からのこの問題へのアプローチを考えている。すなわち、村落の持つ国家政策の受け皿としての側面と、独自の地域発展及び地域固有の問題の解決機構としての側面について、それらが中国の農村ではいかに行われているのかを、実証的に明らかにすることを通して中国の村落の性格について考えていきたいのである。そして、制度的・組織的枠組の理解と同時に、村落の意志決定過程・村落運営過程における関与者（勢力）、担い手の形成、その権力の源泉と言った点の解明をこの研究の取り掛かりとしたい。本稿はそのための予備的考察として位置付けられ、具体的には、1978年の改革政策下の今日の農村について、農村経済の変動が「村干部」へ及ぼした影響をテーマにして以下の順に議論を展開する。

第一に、1978年以降の改革政策が農村ではどのように展開されたのか、その要点を把握する。次いで第二には、それにより引き起こされた農村からの人口移動、農家経営の指向性の分化を取り上げる。確かに地域によりその様態にかなりの違いが生じているのではあるが、ここでは中国の研究者による既存研究を利用し、マクロな傾向

を把握したい。そして第三には、以上のような農村の経済活動の形態・内容の変化がこれまで村の政治・経済に統制力を有して来た「村干部」(本論文では後述する村民委員会の各委員と党支部の委員を指す)の村落運営に及ぼした影響について考察を行う。しかしこの点については、筆者が実際に聞き取りに入った村や文献を通してその実態の一片を理解することのできた農村をもとに議論を展開しているものであり、広大で多様な中国農村の一部を論じることができるに過ぎないということをあらかじめ限界として指摘しておく。<sup>1)</sup>

## 2. 改革政策の開始と人民公社の解体

### (1) 人民公社における農村生活

1978年以降の改革政策下の今日の農村を論じる前に、それ以前の人民公社体制下の農村について、生産活動のありかた、末端でのリーダーシップを中心にまとめておこう。

人民公社は政社合一の組織と言われ、それは党(政権)・行政・経済の各機構が一体化している組織であることを意味した。そして農・工・商・教育・軍事等の機能を総合的に有する組織であることが求められた。人民公社は三級所有制で、公社一生産大隊一生産隊の三つのレベルに分かれた。人民公社は平均で2900戸、13000人程度ではほぼ現在の郷の範囲に相当する。その下の生産大隊は全国平均で220戸、980人で、華北では「自然村」とほぼ一致し、華南では幾つかの「自然村」により構成された。最末端の生産隊は平均33戸、145人程度であった。基本的には現在の行政村はもとの生産大隊で、村民小組は生産隊である。

各レベルで実権を握るのは共産党であり、彼らを中心とする人民公社の各幹部(組織の指導者いわゆる役員を指す)の有する権限・権力は非常に大きい。集団の財産の管理を行い、各社員の毎日の労働を割り当てること彼らの任務だったからである。そして彼らの一番の関心は、上級から下りて来る生産ノルマを始めとする各指令の達成にあった。また、幹部は政治運動と連動させることにより社員を動員することができ、農田の基本建設、水利・道路工事等を進め、それが逆に農業遂行の障害となることもあった。一般の農民の側から見れば、田や畑で何を植えどのように労働するかということは、自分では決められないことであり、時には地域の条件に合わない作物をも栽培せねばならず、ノルマ達成のために駆り立てられていたということである。つまり生産過程において農民はなんら自主性・創意工夫を発揮する場はな

かった。更に、報酬の分配の原則は、労働に応じる「按勞分配」と言うやり方が規定されていたのだが、結局は労働の質・量は問われず出勤日数だけが労働点数を決定するものとなった。「大釜の飯を食う」というこの有名なフレーズは人民公社時代の平均主義そしてそこから生じる個々の社員の労働意欲の低下を表現するのに用いられたのである。

農民は、集団(実質的には幹部)がそのコミュニティ内のあらゆる資源の使用を支配している状況下であったため、人民公社から離脱して生活することは不可能であった。又、1958年の「中華人民共和国戸籍登記条例」の制定により、農民は農村に固定されることが決定的となり、都市への自由な流動も不可能であった。

### (2) 農村経済改革の進展

1976年の文化大革命の終了により「階級闘争」の時代は終わりを告げ、「4つの現代化(農業・工業・国防・科学技術)」の時代へと国家方針が転換した。現在改革開放政策と言われているものの起点は、1978年の中国共産党11期3中全会にある。この会議において、農業に関して言えば、農業生産力発展のための25項目の政策が打ちだされた。その主な内容は、“左”のイデオロギーの影響を強く受けたこれまでの平均主義的な労働報酬の分配の克服、同じ理由でその存在が正当なものとなっていなかった自留地(集団で耕作する土地とは別に個人に分配され自己の裁量で耕作できるとされた土地)や家庭副業、自由市場を社会主義経済を補完するものであるとして認めることであった。これにより生産量(ノルマ)と連動させて報酬分配を行う各種の生産責任制が、徐々に各地で展開されていった。だが同時にその責任制が、各農家の全生産過程における請け負い化となることに対しては、社会主義経済に反するものではないのかという懸念も生まれ、論争が続き、中央レベルでの判断も留保されていた。1982年12月に中共中央から出された「当面の農村政策に関する諸問題」において、人民公社体制の改変の一つとして、ようやく各種の生産責任制が認められ、とりわけ「包干到戸」と言う農家経営請負制の実行がうたわれた。<sup>2)</sup> これにより、全国的に「包干到戸」が急速に広まり、農民の生産への積極性が刺激され、農業生産の急成長をもたらしたことは言うまでもない。尚、ここで同時に打ち出された人民公社改変策のもう一つである政社分離については、次項で述べる。

農家経営の変化と共に農村経済改革として更に、農村への市場メカニズムの導入、産業構造の転換を説明する必要がある。

市場メカニズムの導入に関しては、農産物の政府統一買い付け制度の改革が行われた。まず、政府買い付け価格が引き上げられ、超過達成分の価格は更に 50% 上乘せされることになった。次に、買い付け指定品目が減らされ、市場の需給の調節作用にゆだねる品目を徐々に増やした。81 年には 86 種であった買い付け指定品目が、84 年には 12 種へと激減した。そして、85 年には統一買い付け制度の廃止が行われた。糧食作物・綿花については「合同定購」という方法が採られ、種蒔き時に国家が農家と契約を結び、その契約分を一定の価格で国家が買い取ることとなった（この時の価格はやはり市場価格よりは低い）。

これにより農民は自由に自己の農産物を処分できるようになり、またそれに応じて農産物流通系統、法制度にも改革がなされた。主なものを挙げれば、「供銷合作社」（購買販売協同組合）の改革、農村・都市での定期市による商品取引（自由市場）の発展、都市の農副産品卸売り市場の建設、農民が流通領域に入るための法的整備（農民が村を離れ遠隔地で産品の販売を行うことが許されるようになった）がある。

また生産される農産物自体にも変化が生じた。改革以前は「以糧為主」（糧食作物を主とする）の方針が採られ、主とするどころか全国的にそれが全てと言った状況であった。これに対し、糧食作物の手は抜かないが経済作物を更に発展させる方向が打ち出された。そして次に栽培業・林業・牧畜業・副業・漁業と言う広義の農業の全面的発展が提唱され、各地でその地域の自然環境・資源を有効利用した農業構造への転換が可能になった。

産業構造の転換については、次節でも農家経営の指向の多様化に関連して論じることになるので、ここでは全体的な傾向を数字で把握しておく。表 1 の農村の労働者の就業の内訳を見ると、第 1 次産業従事者は依然として

表 1 農村労働者の内訳  
(単位: 人, カッコ内は構成比で%)

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
1978 年	2億7488万 (89.7)	1964万 (6.4)	1186万 (3.9)
1983 年	3億0350万 (79.2)	2651万 (12.2)	1679万 (8.7)
1988 年	3億1456万 (78.5)	4939万 (12.3)	3672万 (9.2)
1990 年	3億3336万 (79.4)	4752万 (11.3)	3922万 (9.3)

出所) 『中国統計年鑑』1990 年, p. 129.

約 80% を占めているが、78年と比較すればその割合は 10% 減少している。工業・建築業の第 2 次産業は、78 年から 90 年までで約 2.4 倍増加している。この 12 年間に農村では 11,372 万人の労働者が増加したが、そのうち非農業に就業したのは 5524 万人で、全新規就業者の 48.6% にあたる。そして表 2 の農村社会総産値及びその内訳からも、農村における非農業の拡大を見ることができる。農業の比重の減少そしてそれに代わっての農村工業の伸びが特徴的である。

この農村工業（郷鎮企業と言われる）について説明を加えておこう。農村では 1970 年代には農村労働力の過剰が深刻化していたという背景もあり、78 年の 11 期 3 中全会では農村工業発展のための政策・措置が提起されており、それは 79 年の国務院「社隊企業を発展することに関する若干の問題の規定」により更に具体化された。その後、84 年の中共中央と国務院による「社隊企業の新局面を開くことに関する農牧漁業部の報告」（以下「農牧漁業部の報告」）を契機として農村工業に対する国家政策は転換した。これ以前は、農村工業という言葉が指していたものは人民公社時代に建てられた社隊企業（公社・隊営企業）であり、その性格についても「三奉仕」であることが規定されていた。「三奉仕」とは社隊企

表 2 農村社会総生産額及びその構成 (単位: 億元, カッコ内は構成比で%)

	農村社会総生産額	農業	農村工業	農村建築業	農村運輸業	農村商業飲食業
1980	2792.12 (100)	1922.60 (68.9)	543.96 (19.5)	179.97 (6.4)	47.14 (1.7)	98.45 (3.5)
1983	4123.78 (100)	2750.00 (66.7)	826.49 (20.0)	320.88 (7.8)	82.63 (2.0)	143.78 (3.5)
1988	12534.69 (100)	5865.27 (46.8)	4781.16 (38.1)	895.33 (7.1)	434.44 (3.5)	558.49 (4.5)
1990	16619.21 (100)	7662.09 (46.1)	6719.73 (40.4)	978.47 (5.9)	579.62 (3.5)	679.30 (4.1)

出所) 『中国農村 40 年』1989 年, p. 145, 『中国農村統計年鑑』1990 年, p. 45.

業が農業生産に、現地人民の生活にそして大工業と輸出に奉仕するというのであった。つまり原料やエネルギーにおいて都市の大工業との競合により、それらの生産に影響を及ぼさぬようにと注意が向けられた。この「農牧漁業部の報告」以降、まず社隊企業は郷鎮企業にその呼称を変えられ、そして農村戸籍を有する人が都市や農村で経営する全ての企業がこの郷鎮企業に含まれることになった。80年代以降の個人や数戸の連合経営による商工業の増加がこの背景にあり、これらの非社隊企業も合法的な地位が認められ、政策の対象となったのである。そして更に重要なことには、「農牧漁業部の報告」では「三奉仕」が徹廃され、郷鎮企業は国营企業と平等な扱いを受けることになった。次いで 85 年の「農村経済の一層の活性化に関する 10 の政策」では、技術水準の引き上げ等の郷鎮企業助成策も挙げられていた。その後経済引き締め政策の打撃を受けたりはしながらも、今日まで生産額は増加を続けた。

### (3) 基層管理体制の変革—人民公社の解体

人民公社の農村管理体制は、生産責任制の導入を始めとする一連の農村経済改革に対応できるものではなく、新たな農村基層組織の形成が進められた。1982年に制定された新憲法では、人民公社の政社分離（行政組織と経済組織の分離）を行い、独立した郷鎮政権機構を設置するように規定されていた。そして村落レベルについては、村民委員会という基層の大衆の自治組織を設立することが提起された。ここで言う大衆の自治組織とは、共産党指導下ではあるが、国や地方自治体の派出機構ではなく、その一定の居住区に住む人々が自らを教育・管理し、自らに奉仕する組織という意味である。

1983年10月に中共中央・國務院より「政社分離を実行し郷政府を設立することに関する通知」が出され、85年位までには全国で人民公社の解体が終了し、郷または鎮政府が設立された。一方、村民委員会については、各地でのテストケースを積み上げてから法制化するという方法を採用し、「中華人民共和国村民委員会組織法（試行）」が公布されたのは 87 年の 11 月であった。この「組織法」によれば、村民委員会の主な任務として、1) 公共事業・公的事務の実施、2) 村民間の揉め事の調停、村民を団結させ各家庭を円満にする、3) 治安・秩序の維持、4) 社会主義文明建設の展開、5) 人民政府と一般村民の間の紐帯になる、村民の意見や要求を反映させるべく人民政府へ建議する、の 5 つが規定されている。以上の任務を遂行するために村民委員会には主任 1 名、副主任 1~2 名そして若干の委員がおかれる。<sup>3)</sup>

## 3. 農村社会の変動

### (1) 農村余剰労働力と地域移動

これまで、中国農民を自己の生まれた土地に縛り付けていたのは、「農業（農村）」と「非農業（都市）」戸籍の区別に基づく戸籍管理制度であり、更に人民公社がそのための装置として機能した。農業戸籍の者には都市定住・就業の権利が認められておらず、よって中国では他の第 3 世界で起きているような大都市への爆発的な人口集中を防ぐことはできた。更に、非農業（都市）戸籍を有する都市市民のみが、自己の所属する単位（職場）を通じて食糧・燃料・住宅・教育・医療・社会保障等の各社会生活領域において国家からの保護・優待を享受することができるようになっていく。<sup>4)</sup>

しかし、1990 年の時点で農村の余剰労働力は 2.6 億人に達していたと推定されているように、人民公社体制下で隠蔽されていた過剰労働力とその解体によって、余剰労働力として表面に出ることになった。<sup>5)</sup>

現在、労働力吸収のために存在するのは 4 つの方法である。農村から都市への移動による吸収と農村セクター内での吸収に 2 分できる。<sup>6)</sup>

農村から都市への移動は、戸籍も非農業に変わるものと、戸籍は農民のままのものがある。戸籍の変更をともなう労働力移動は非常に難しい。都市にある集団所有制企業への正式な職員・労働者としての就職、農村出身の大学・専門学校卒業生（彼らは在学中は非農業戸籍となっていた）及び農村出身の復員軍人の就職口が都市に分配されることがその方法である。データは古いのであるが、1979 年から 86 年の間にはこのような戸籍の変更を伴う移動は年平均で 150 万人程度でしかなかった。一方、戸籍の変更を伴わない都市への移動は、具体的には、パートタイム労働者や建築労働者として、また各種サービス業従事者（木材加工、裁縫、修理、家政婦・子守り等）として一定期間都市セクターで就業するというような形がある。このタイプの移動は、1979 年から 86 年の間では年平均 1300 万人程度と言われている（以上の数値は朱 [1988: 3]）。改革により彼らは自己の経済活動に対して自主性を取り戻した（上からの管理から自由になった）のであり、加えて自由市場の形成が食糧切符等の単位からの保障のない人間にも都市での生活を可能にさせた。

農村セクター内での吸収は、「離土不離郷」と言われるものである。この言葉の意味は、土＝農業労働からは離れるが、郷＝現在居住している農村からは離れないとい

うことである。すなわち農村で第2・3次産業従事へ転向して行くのである。農村での第2・3次産業の中心地は、大中都市と農村の中間に位置する小城鎮である。この小城鎮は、前述の郷鎮企業等で農村自身の工業化により形成された地域であり、大中都市へ農村人口が流入する一歩手前でそれらを吸収している。

小城鎮へ通勤する付近の村の農民がいる一方で、定住を始める農民も現れた。人民公社の解体そして更には1984年の國務院による「集鎮に戸籍を移す問題についての通知」の公布が定住指向の人口流動を促した。この通知により、県城（県政府所在地）以下の集鎮へ戸籍を移して定住することが認められるようになったのである。戸籍の移転が許可された者には、『自理口糧戸籍簿（自家飯米自己責任戸籍簿）』が発給され、農業戸籍とは区別され非農業人口に算入される。しかし、この自家飯米自己責任という言葉からも解るように、この新しい定住者達は、非農業戸籍をもつ住民とは異なり、食糧・石炭・副食品等の配給切符を受けることはできないという条件付きで農村からの移動を許可されたのであった。

以上のように、規制が緩くなったとは言え、戸籍制度による都市農村の二元的社会構造は現在も存在し、農民の地域移動は制限され、彼らは自己の生まれ育った村をベースとして社会生活を営むこととなる。

## (2) 農家経営の多様化

これまで論じてきたような改革政策による一連の農政の変化、末端での農民管理体制の変化により、以前人民公社の中で画一的な経済活動を営んでいた各農民が、それぞれの有する技術、能力、体力、資金、社会関係等を利用して多様化した生産活動を展開するようになった。この現状に対して陸学芸は農民が8つの異なる利益要求をもつ階層に分化したとして整理を行っている（陸[1989]）。ここでは分析単位が農民であるが、農村での経済生活の基本単位はやはり家庭であって、自分自身又は家族の誰かが行う農業が底辺にあり更に非農化する家族成員を有して、全体としての家庭経営が存在していると言えよう。農業+ $\alpha$ の $\alpha$ が多様化しているのであり、それを階層分化としてとらえてよいのかまだ検討が必要にも思われる。ただこのようにして生じた農家経営の指向性の多様化により、地域的に更には一つの村の中でも生活水準やそれぞれのもつ利害関係、関心が異なる農家が存在してきたことは、今日の中国農村を特徴付けることである。以下、陸の整理に従って今日の農村に見られる就業形態を説明しよう。

### ① 「農業労働者」

経済活動の中心が農業にある人々であるが、この農業労働者にも4つのタイプがある。

1) 「農業専業戸」や「承包大戸」と呼ばれる人達である。彼らは生産に必要な農業機械、資金、労働力を有しており、経営耕地面積も大きく、山林、果樹園、池（養殖）等の生産請負を行っている。「専業戸」は改革の進展に連れて生じたものであるが、その規定についてまだ全国的に統一されたものが確立されていないようである。国家基準局の標準を一応の日安とすると以下のようになる。その特定の業種（農業ならば特定の商品作物）に従事する時間が総労働時間の60%以上、収入は総収入の60%以上で地元農家収入の2倍以上か一人当たりの生産物売り渡し額が700元以上、専業生産物の商品化率が80%以上（食糧専業戸は60%以上）の農家である。専業戸は農業以外に、後述するように商業、運輸、建築等の多業種にわたっている。

2) 比較的富裕な農業労働者。1)の農家程ではないが農業生産の各条件が整っている。彼らは農閑期に非農業の兼業を行うことにより所得の更なる上昇を図っている。

3) 「温飽型農業労働者」。これは衣食には事足りる状態に達した農民を意味する。更なる生産規模の拡大や、土地生産性向上の余力はなく、政策や自然状況の影響を受け易い。兼業の機会に恵まれていない。

4) 貧困農家。一般に国内の経済発展途上地域に見られ、自然環境に恵まれず農業そのものの生産力が低く、また非農業の就業機会もない。その他、家庭の事情で家計を支える労働力の欠如によっても、貧困農家が発生する。

### (2) 「農民工」

戸籍は農業戸籍のまま工場、商店、鉱山で通年で働く農民のことを言う。従って同じように工場企業労働者でありながら、都市の工場企業の正式な従業員が享受しているような食糧・社会保障等の各種待遇を受けることはないのである。「農民工」には、都市（小城鎮も含む）で就業する者と通いで付近の村や城鎮の職場で働く者がある。前者の場合、従事している仕事はその土地の労働者がいやがるような汚く、危険で、疲労度の高いものになることが多い。又、パートタイム労働者としての雇用であるため、企業の経営状態の悪化の際にまず首を切られてしまうという不安定な状況にある。都市に出た「農民工」とその出身村の関係はいかなるものであるのか。これについては今後個別的な調査が必要であるが、「農民工」の上述のような条件では、出身村に住宅や生産責任

制導入時に分配された土地の使用権を本人は耕作しないにしても手放さずにいるということによく言われている。であるとすればその土地を誰が耕作しているのだろうか。後者の通いの「農民工」の場合は、農業が副業となっている。

### ③ 「雇工」

賃金労働者のことである。②の「農民工」が郷や鎮の集団所有制・国営企業で働くのに対し、「雇工」は私営や個人経営の工場企業で働く。労働者の権利保護は「雇工」の方が不十分であると言われる。彼らは、生産請負をした土地およびそのための生産手段を有している。

### ④ 「農民知識分子」

農村で教育・科学技術・医療・文化・芸術に従事する人々のことを指す。ここにも、同じ仕事でありながら「農業戸籍」と「非農業戸籍」による待遇の差が生じている。

### ⑤ 「個人経営労働者」, 「個人経営商工業者」

前述の「専業戸」のうち非農業の「専業戸」のことで、自己の持つ技術・経営能力・生産手段・資金を利用して、小型の工・商・サービス業を行う。7人以下の従業員を雇用している場合「個人経営商工業者」となる。また、「専業戸」同士が連合することにより、経営の合理化や経営範囲の拡大を図るということもなされている。この他、資金・技術・設備・仕入れ販売ルート等で一長を有する者が共同しての工商業経営もある。

### ⑥ 「私営企業主」

基本的には⑤と同じなのであるが、「私営企業主」の場合8人以上の従業員を抱えることになり規模が拡大する。国家・地方行政府の管理・徴税も厳しくなるが、その一方で後述するように地域に対する影響力を持つようになる。

### ⑦ 「郷鎮企業管理者」

「経理」・工場長・主な管理部門の管理職・購入販売人員といった経営権・決策権を有している人を指す。これらの人々が、郷や村の行政指導に直接従属し、郷や村の幹部と密接な関係を有している場合と自主性の高い場合とがある。

### ⑧ 「農村管理者」

郷・鎮や村の共産党組織、行政機関の基層幹部を指す。村のレベルの幹部は、手当は支給されるが専業で行っているのではなく、村の幹部を務めながらそれぞれ農業その他の経済活動を営んでいる。

以上8つの就業形態に分類されたのであるが、具体的にそれぞれが抱える利害関係や問題関心についての議論

はまだ充分でない。また、地域によってそれぞれの占める割合は異なっていることにも注意しなければならない。

更にこのような就業形態の違いは農家間の収入格差をもたらしている。一例を挙げてみると、江蘇省呉木洗鎮天雲村(350戸)では、1988年の村民一人当たりの収入は1020元(全国平均は544.94元)であったが、73戸がその平均の2倍を越えた。これらは個人経営の運輸業者、石工の親方、村営工場を請け負っている工場長、キノコの専業戸、個人経営の商人といった人々である。うち前三者は万元以上の収入を得ているという。その一方で村の約10%の農家は、一人当たりの収入が450元以下で「貧困戸」と区分されている(呉 1989: 43)。

## 4. 改革政策と「村幹部」

ここまで述べて来たような農政のそして村落の個々の成員の経済活動のあり方の変化は、村という地域社会にいかなる影響を引き起こしたのであるだろうか。本節では経済的な要因により生じた「村幹部」の役割・村民への影響力の変化に焦点を絞って論じる。その際、この影響力とは、村の幹部が有する村落レベルでの意思決定に関する影響力、村内の人的・社会的資源の動員力を主に指すものとして考えている。農家経営が多様化した地域では、土地の使用や村の財政について利害関係も複雑化するように思われ、そのような状況下での「村幹部」の調整能力や、村全体の社会発展への統率力と言ったものが想定されよう。しかしながらこのようなテーマについての実証的な調査は既存研究並びに自分自身でも不十分なこともあり、ここでは今後に向けて仮説的に論じられるにとどまる。

改革以前の「村幹部」(当時は人民公社の生産隊、生産大隊の幹部であった)について理念的に説明するならば、前述のように、上級から付与された権力によって、村民の生産活動及びその他の社会生活に関与・統制を加える事ができ、村内の権力は「村幹部」に一元的に存在していたという事になろう。そして現在の「村幹部」については、対照的な二つのパターンの存在を指摘できるのではないかと考える。

第一に、農村経済において非集団所有制の商工業が主流になっている地域においてその地位・影響力が相対化しているパターンが挙げられよう。「村幹部」に一元的であった権力構造の多元化である。「村幹部」は、各農家へ耕地を分配し、また果樹等の利益の多い請け負いの農家を決定し、国家買い付け分の食糧の徴収を任務とする点

では、農家の利害と関わって来る部分もある。しかし各農家の収入の主軸となる非農業の経済活動については、「村幹部」による援助・指導・統制と言ったものは今日ほとんど存在しない。農民は村の公的な機関に頼るのではなく、自分の力で就職口を探したり商工業を始めるのである。無論その際には個人の力では限界があり、血縁や友人関係と言った相互依存のネットワークが存分に利用される。これにより資金や技術を調達し、人脈を広げ情報を収集し更には市場経済に参入するルートの開拓もできるのであり、またそれに伴うリスクに対する保障も確保されるのである。一例として山西省の農村五百戸調査の結果を紹介すると、「農家経営においてどこから援助を得ているか」及び「共同経営の相手の選択」という問いに対して、それぞれ「親族関係」が53%、55.3%、「友人」が19%、21%、「地縁関係」が8.5%、15.1%、「党行政関係（の組織）」が11.5%、5.8%、「経済組織」が8%、3%となっていた（沈・米 [1989: 89-94]）。49年の解放以降の社会主義政策は、それ以前の宗族（父系の親族組織）結合の力を弱めるように作用してきたのであるが、今日の宗族・姻族関係が再び社会生活の中で生かされている。これにより村の幹部を中心とするものとは異なる二重倫理的な血縁を契機とした結合が村民に影響力を持つようになり、村内で独自の秩序形成を行ったり、パワーグループとなることも可能となろう（陳・李 [1991]）。

更に注目すべきこととして、上述の相互依存のネットワークの中核となる部分に、前節で説明した「個人経営労働者」、「個人経営商工業者」、「私営企業主」で成功した者達があり、地域の新たなリーダーとなっているのではないかと言うことを指摘できよう。なぜならば、彼らは経済的資源を多く所有し、村の外の世界との連絡チャンネルも多く保持し、「村幹部」を越えて郷や県の幹部とのフォーマル・インフォーマルな関係を強めていると言われるからである。現在の経済体制が、半ば市場メカニズムで半ば計画経画的行政管理であるために、彼らは獲得した経済的地位を固めたり更に発展させるため政治的権力との結び付きを図る。例えば「私営企業主」の中にはこの目的のために、自ら各級の人民代表や政治協商委員等の要職に就いたり、地方の党・行政の管理職クラスを自己の企業の名譽職に招聘したり、その子女を雇用すると言った事を行っている者があるという。この他、彼らは雇用機会の創出や自己の築いた富の地域への還元として公共事業への貢献も行っている（陸 [1989]；王 [1991]）。このようにしてその経済力をバックにして、彼

らは村内において（又はより広範囲な地域において）影響力を発揮できる立場にあり、地域の権力構造の新たな一角を形成し、これまでの「村幹部」の有していた村落統合・運営の中心としての地位を相対化させているのではないかと考えられる。

第二には、村営の郷鎮企業により村ぐるみで経済・社会発展が展開され、その中心に「村幹部」があるというパターンの存在が挙げられる。そのような所では往々にして、村内の労働力が村全体で合理的なものとなるように、郷鎮企業の「農民工」、村の農業部門を一手に引き受ける専業の「農業労働者」や農業技術サービス従事者そして建築隊やその他のサービス業と言ったように割り振られ組織化されているように思われる。これは、郷鎮企業が独立した企業体として単に利潤を追求するのではなく、村政と一体化したうえでその経営があるために可能となるのであろう。つまり郷鎮企業はその地域の余剰労働力を吸収し、村民全体の所得水準を向上させ（郷鎮企業の従業員に高給を与えるだけではなく、農業等のその他の部門の労働者の所得補填のためにも郷鎮企業の利益は使われる）、更に村の公共事業充実のための財源を提供しているのである。つまり「村幹部」と郷鎮企業の管理者が郷鎮企業の運営を通して村全体の運営を行うのであり、彼らが村の権力構造の中心にいることになる。

また、農村における労働者の雇用は、需給関係に基づきそして普遍主義的原則に則って行われる部分よりも、村内農家の家計の事情やそして何よりも採用する側の血縁や友人のネットワーク内にあるかどうかという点で決まることが多い。よって、村内の社会関係が「村幹部」を中心にそれにつながるように形成されているのではないかと考えられる。去年筆者が聞き取りに入った山東省の農村では、「村幹部」の構成が村内の三大姓を反映する構成になっており、宗族の利益代表としての「村幹部」と言った側面を感じさせた。

以上の二つのパターンで広大で多様な中国農村について説明できているとは無論言えない。以上の議論についても、まだその中身を具体的に明らかにしなければならない点がある。例えば、農家経営の形態がある程度同じ人々が現実にかなる共通の利害関心を持ち、それが更に村落という場にかにフォーマルにインフォーマルに持ち込まれ、解決されているのか（又はされないでいるのか）、またその地域毎に具体的に何が村落という共通の場での問題として認識されて村政が行われているのかと言ったことについて丹念な調査の積み重ねが必要である。また、「村幹部」の存在を所与のものとして論じてき



たが、「村干部」誕生のプロセスについてもまだ解明されていないことが多い。更に今回は、農村の経済的側面の変動が及ぼした「村干部」への影響についての議論に限定されており、上級から付与されている政治権力の側面をも含めての「村干部」とその農村運営という問題については今後の課題となる。

## 註

- 1) 筆者が開き取り調査を行った農村は、山東省鹿野郷房干村(1991年9月6日~12日)、河北省香河県下の7村(1991年10月23日~11月2日)であり、これらの地域については、十時巖周編『日中都市の比較研究』(平成3年度科研費研究成果報告書)掲載の拙稿を参照されたい。香河県は4節の第一のパターンに近く、房干村は第二のパターンに近い。
- 2) 包干到戸では農(林・牧・漁・副)業における各種作業工程が各個別農家の請け負いにまで降ろされ、収穫物は必要諸経費・税金・公共積立金・公益金及び一定の備蓄分などの各種社会的控除分を引いた残りが全て各戸の取り分として認められる。
- 3) 党支部と村民委員会の関係を見ると、支部書記以外の党支部委員は村民委員会の役職と兼任しているのが一般のようである。また、これらの「村干部」の選出方法について尋ねると「民主選挙」という答えが返ってくる。
- 4) このような都市農村関係を有する現代中国の社会構造について「二元社会構造」という言葉が使われている。
- 5) 農村余剰労働力についてはこの他に1.8億、2.2億等の様々な推計がなされている。本文で用いた2.6億は1992年6月7日の日中社会学会における北京大学社会学系教授袁方氏の講演(「中国における就業問題及び労働制度の改革」)のなかで採用されていた数値である。
- 6) 農村から都市への移動を論じる時の都市、そして後述する小城镇(=小都市と鎮)については、社会学的な記述概念であって、行政上の区分とは厳密には対応しない。前者を直轄市、省直轄市、県レベルの市、そして後者については県レベルの市及び県の下行政単位の鎮や人口が集中しているマーケットタウンを考えればよいであろう。

## 参考文献

- 北京大学「社会分化」課題組(1991)「從城鄉分化的新局面看中国社会結構性變遷」『社会学研究』2, 中国: 中国社会科学院社会学研究所。
- 陳民平・李委莎(1991)「宗族勢力: 当前農村社區中一股潛在的破壞力量」『社会学研究』5: 31-36, 中国: 中国社会科学院社会学研究所。
- 戴小京(1985)「家庭承包与社会組織變遷 河北耿村調

- 査」『社区研究論文集』, 中国: 中山大学社会学系。
- 橋本満・深尾葉子(1990)『現代中国の底流』, 京都: 行路社。
- 菱田雅晴(1989)「現代中国における社会移動」『静かなる社会変動』(岩波講座現代中国3), 岩波書店。
- 石田浩(1991)『中国農村の歴史と経済—農村變革の記録—』, 大阪: 関西大学出版部。
- 国家統計局(1991)『中国農村統計年鑑』, 中国統計出版社。
- 小林弘二(1990)「人民公社の解体と農村の再編成(I), (II)」『アジア経済』31(9): 2-26; 31(10) 18-36, アジア経済研究所。
- 陸学芸(1986)『聯產承包責任制研究』, 中国: 上海人民出版社。
- (1989)「重新認識農民問題—十年來中国農民的变化」『社会学研究』6: 1-14。
- 劉純彬(1989)「論中国的二元社会結構」『社会』8: 20-25。
- (1989)「二元社会構造的實証分析」『社会』9: 22-27; 10: 13-16; 11: 4-9。
- 民政部村級組織建設狀況調查組(1989)『村級組織建設狀況調查選編』, 中国: 民政部(内部資料)。
- 中生勝美(1990)「中国村落の權力構造と社会变化」, アジア政経学会。
- 中兼和津次編(1980)『人民公社制度の研究』, アジア経済研究所。
- 浦増元主編(1989)『中国基層群眾性自治組織』, 中国: 上海社会科学院出版社。
- 沈石・米有録主編(1989)『中国農村家庭の變遷』, 中国: 農村读物出版社。
- 田辺義明(1986)「現代中国の社会構造」『世界社会の構造と動態』, 法政大学出版。
- 上田信(1987)「離陸する村」『中国研究月報』41(8): 31-43, 中国研究所。
- 若林敬子(1989)『中国の人口問題』, 東大出版会。
- 編・杉山太郎監訳(1989)『中国の人口管理』, 亜紀書房。
- 王恩斌(1987)「經濟体制改革對農村社会關係的影響」『北京大学學報(哲学社会科学版)』, 中国: 北京大学。
- (1991)「村幹部的邊際地位与行為分析」『社会学研究』, 4, 中国: 中国社会科学院社会学研究所。
- 王曉毅(1991)「農村社会的文化与整合: 權力与經濟」『社会学与社会調查』2, 中国: 北京市社会学学会。
- ・楊偉民(1991)「淺談当前中国農村社会的整合」『社会学研究』2, 中国: 中国社会科学院社会学研究所。
- 呉大声(1989)「試論農村社会的分化与發展—對蘇南農村社会發展的粗淺分析」『社会学研究』5, 中国: 中国社会科学院社会学研究所。
- 呉懷連(1991)『農村社会学』, 中国: 安徽人民出版社。
- 中国農業部・国家統計局(1986)『中国農村四十年』, 中国: 中原農民出版社。
- 朱慶芳(1988)「改革中的中国社会流動狀況」『社会学研究』3, 中国: 中国社会科学院社会学研究所。